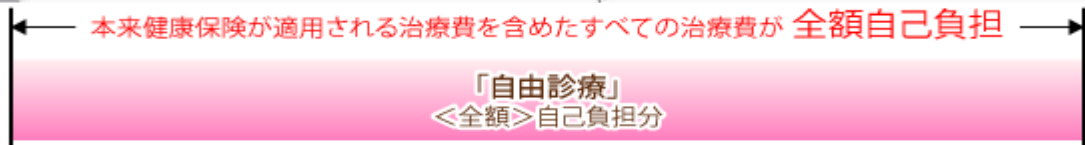


保険外診療(自由診療)とは・・・

診療の種類	説明・特徴	治療費
保険診療	健康保険が適用になる通常私たちが医療機関で受けている治療のことです。	治療費のうち、通常7割を国民健康保険や健康保険組合などが負担し、残りの3割を患者が自己負担(一部負担金)になります。
自由診療	健康保険が適用にならない治療のことです。例えば、がんの有効な新しい治療法が世界中で開発されている中で、 国内未承認の抗がん剤 などによる治療は、健康保険等(公的医療保険)が適用されず、先進医療にもあたらないため、 自由診療 になります。	本来の健康保険等が適用される治療も含め、すべての 治療費が全額自己負担 になります。



一連の治療で、健康保険を適用した治療との併用(混合診療)は、現在の医療保険制度では認められていません。

保険診療ではないものの例

- 予防注射
- 美容整形
- 人間ドックや健康診断
- 歯列矯正や歯のホワイトニング
- 正常な出産

保険診療と併用できるものの例

- 入院時の個室など
- 先進医療(※国が認めたもの)



例えば、美容整形は病気の治療ではないので、保険では認められません。歯科での歯の詰め物は、保険で認められているものより良い材質のものを使う場合も自由診療となります。保険診療では必要最低限の診療を受ける権利のようなもので、人より良い医療を受けることは制限されているのです。

漢方治療の多くは保険で行えますが、病名ごとに使える漢方薬が保険診療では制限されているため、各個人の体質や病気の状態に合わせたきめの細かい診療を行おうとすると保険診療は馴染みません。そのため漢方診療を専門に行っている所は、自費診療が多くなっています。

日本で未認可の医薬品や、保険適応疾患以外の医薬品の使用も、自由診療なら可能になります。



保険診療とは・・・

保険診療は、健康保険が適用になる通常の治療のことです。保険診療には、「**保険が利く範囲**」があり、病気ごとに検査内容や使用できる薬などが決まっています。

保険診療は、自己負担の金額が少ないため、ちょっとした病気や体の不調でも病院にかかれるようになり、だれでも自由に病院を選べることから大病院志向になって患者が一ヶ所に集まって「3時間待ちの3分診療」と言われるほど、待ち時間が長くなってアクセスが良くなったとは決して言えません。

さらに重要な事は、医師は1人当たりの診療時間が短く制限されるため、**十分な診察、説明や納得の行く治療満足が受けられない**という患者側の不満も出てきます。今の保険制度では、一人に3時間の診察でも、1時間の診察でも診察料は同じです。時間をかけて丁寧な診察と十分な説明をいたくても、保険診療のもとでは一人の患者さんに長く時間をかけると経営困難になってしまいます。**保険診療＝制限診療**なのです。

自由診療のメリット・デメリット



自由診療にすることにより、患者さんの経済的負担は多少大きくなりますが、

- ① 1) 十分な時間をかけて診療ができる、2) 保険で認められない治療を自由に提供できる、3) 患者さんの利便性が高まる、といったより質の高い、「**患者中心**」の医療が実現できる**メリット**があります。
- ② 医療格差
お金を持っている人は最高の医療を受けることができますが、お金を持っていない人は自分の支払える範囲の治療しか受けることができません。民間の医療保険やがん保険に加入していれば良いですが、加入していない人は高額な医療費を払い続けることは難しいでしょう。

先進医療・・・

厚生労働省が定める「**高度な医療技術を用いた治療**」のことで**健康保険等の適用が認められている技術**のことです。

例 総医療費 100万円うち先進医療が 20万円(70歳未満)

